

## 免税の対象者及び用途

下記対象者(業種)であっても業務内容によっては該当しない場合がありますので、振興局税務部(課)に確認ください。

道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものについては、対象から除外されます。ナンバープレートをつけている機械は、免税軽油を使用できません。

対 象 者	用 途
1 石油化学製品製造事業を営む者	1 エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝安油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤の原料(ノルマルパラフィンにあっては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る。)の用途 2 ポリプロピレンの製造工程における物性改良及びアモルファスポリマーの粘性低下の用途
2 船舶の使用者	船舶の動力源
3 自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらの類する電源又は動力源の用途
4 鉄道事業又は軌道事業を営む者 その他専用の鉄道を設置する者 及び専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両、軌道用車両の動力源の用途
5 日本貨物鉄道株式会社	日本貨物鉄道株式会社が駅(専用側線のために設けられたものを除く。)の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
6 農業又は林業を営む者その他農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者	動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械、畜産用機械、製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機の動力源の用途
7 セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く。)を営む者	セメント製品製造業を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途

8 生コンクリート製造業を営む者	生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
9 鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者	削岩機、動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途
10 とび・土工事業を営む者（建設業法第3条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものに限る。）	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないものを除く。）の動力源の用途
11 鉱さいバラス製造業を営む者（中小事業者等に限る。）	鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積・積込みのために使用する機械の動力源の用途
12 港湾運送業を営む者	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途
13 倉庫業を営む者	倉庫業法第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
14 鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途

<p>15 航空運送サービス業を営む者 （飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業に限る。）</p>	<p>空港法第4条第1項に規定する空港その他公共の飛行場で総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械の動力源の用途</p>
<p>16 廃棄物処理事業を営む者 （産業廃棄物処分業においては中小事業者等に限る。）</p>	<p>廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途</p>
<p>17 木材加工業及び木材市場業を営む者</p>	<p>木材加工業及び木材市場業で一定のものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途</p>
<p>18 たい肥製造業を営む者（肥料取締法第22条第1項の規定により届出がされた同項第3号の事業場内で行われるパークたい肥製造業に限る。）</p>	<p>たい肥製造業を営む者の事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械又はたい肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途</p>
<p>19 索道事業を営む者</p>	<p>鉄道事業法第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械の動力源の用途</p>